

第6回日野町議会定例会会議録

令和4年9月29日（第5日）

開会 9時25分

閉会 11時19分

1. 出席議員（13名）

1番	野 矢 貴 之	9番	谷 成 隆
2番	山 本 秀 喜	10番	中 西 佳 子
3番	高 橋 源三郎	11番	齋 藤 光 弘
4番	加 藤 和 幸	12番	西 澤 正 治
6番	後 藤 勇 樹	13番	池 元 法 子
7番	奥 平 英 雄	14番	杉 浦 和 人
8番	山 田 人 志		

2. 欠席、遅刻、途中退席および早退議員

な し

3. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（18名）

町 長	堀 江 和 博	副 町 長	津 田 誠 司
教 育 長	安 田 寛 次	総務政策主監	澤 村 栄 治
厚 生 主 監	池 内 潔	産業建設主監	福 本 修 一
教 育 次 長	宇 田 達 夫	総 務 課 長	正 木 博 之
税 務 課 長	山 口 明 一	企 画 振 興 課 長	小 島 勝
住 民 課 長	山 田 甚 吉	福 祉 保 健 課 長	福 田 文 彦
子 ども 支 援 課 長	柴 田 和 英	長 寿 福 祉 課 長	吉 澤 増 穂
農 林 課 長	吉 村 俊 哲	建 設 計 画 課 長	嶋 村 和 典
会 計 管 理 者	山 田 敏 之	生 涯 学 習 課 長	加 納 治 夫

4. 事務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	吉 澤 利 夫	議会事務局書記	奥 野 博 志
--------	---------	---------	---------

5. 議事日程

- 日程第 1 報第11号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）
〔質疑〕
- 〃 2 議第46号から議第53号まで（日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか7件）および請願第7号（火災建物の撤去に伴う適切な対応を求める請願書）について
〔委員長報告・質疑・討論・採決〕
- 〃 3 決議案第4号 火災、急傾斜地土砂崩れ、森林の倒木等、あらゆる災害による家屋の倒壊に対し完全復旧に関する条例制定を求める決議について
- 〃 4 決議案第5号 奥師地先宮川林道橋梁復旧を求める決議について
- 〃 5 議員派遣について
- 〃 6 委員会の閉会中の継続審査・調査について

会議の概要

－開会 9時25分－

議長（杉浦和人君） 皆さん、おはようございます。全員、ご起立をお願いします。
一同礼。

－起立・礼－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元へ印刷配付のとおりであります。

日程第1 報第11号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とし、町長の報告を求めます。

町長。

町長（堀江和博君） おはようございます。それでは報告をさせていただきます。

日程第1 報第11号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）。

本件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第2項の規定により報告をさせていただきます。

専決処分した内容は、令和4年5月19日午後1時45分頃、日野町河原1丁目1番地日野町役場駐車場内において町職員が公用車を走行中、駐車していた相手方の車両が後退した際、公用車の後部と接触し、相手方車両を破損させたことから、令和4年9月12日に示談を成立させ、9月21日に示談書を受領したことから、損害賠償の額を定めたものでございます。

議長（杉浦和人君） 以上で専決処分の報告が終わりました。

日程第1 報第11号、専決処分の報告について（損害賠償の額を定めることについて）を議題とし、これより質疑を許可いたします。

質疑はありませんか。

－なし－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

次に、日程第2 議第46号から議第53号まで（日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか7件）および請願第7号（火災建物の撤去に伴う適切な対応を求める請願書）についてを一括議題とし、各委員長より

審査結果の報告を求めます。

総務常任委員長 6番、後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） それでは、令和4年第6回定例会における総務常任委員会の委員長報告をさせていただきます。

総務常任委員会は令和4年9月16日14時より第1・第2委員会室にて開催をいたしました。開会時の出席者は、議会側より委員長である私後藤、野矢副委員長以下委員全員と、オブザーバーである杉浦議長の計9人と、吉澤事務局長でございます。

委員長、議長の挨拶の後、議案の審議に入りました。

今回の委員会では、執行側入退出に係る議事の都合上、請願第7号、火災建物の撤去に伴う適切な対応を求める請願書についての審議から行いました。

紹介議員を代表して、谷委員の趣旨説明の後、各委員からの質問、意見を求めました。

各委員より、当該物件は建物、土地ともに相続放棄をされているのか。また、行政代執行を行うには不明な点が多い。区長は司法書士などに相談をしているのか。また、相続人の有無を含め、現状では判断できかねるのではないかと。また、相続人があるようだ、代執行した後に現状復旧を町に求めて訴えを起こされる可能性もある。また、危険回避という部分では、地元ができること、行政が行えることを考えていくことが第一段階だと思う。また、危険回避のためには地元区なり行政なりが早急に対応すべきと思うが、後になって相続人に何か言われると厄介であるので、相続人に文句を言われぬように一筆書いてもらってはどうかなどの意見がございました。

また、委員長より、行政が取れる対応としては、まず当該家屋を特定危険空家に指定した上で行政代執行が行えるようにするという方法が考えられる。しかし、これにおいてはかなり時間がかかり、たちまちの話にはならないと思うとの意見もございました。

以上のような質問や意見があり、これらに対し、紹介議員より、相続者をたどっていけばどなたかにたどり着くとは思いますが、区民が裁判所や司法書士に相談した結果、この問題の解決には時間がかかるとの回答を得ている。また、この状態のまま放置すると二次災害発生の危険があることを地元区民は心配している。当該物件の前は通学路であり、バス路線でもあるので、何とか町に早く対応してもらいたい。また、特定危険空家に指定した上で行政代執行を行うという形が取れば一番よいとは思いますが、委員長が言われるように時間がかかりすぎ、今年の話にはならない。事情を鑑み、新たな取組を考えていただけないかなどの説明がございました。

また、議長より、後々問題を残さないように、本請願に対しては継続審査を前提とした上で、逆に総務委員会から当局に対してこのような案件に対応できる条例の

制定を求める意見書を提出してはどうかとの提案が出されました。

ほかに質問や意見はなく、討論を行いました。討論はなかったため、本請願を継続審査とした上で、町に対し今回のような事例に対応するための条例制定を求める決議案を提出するか否かの採決を行いました。

継続審査に対して反対者はなく、全員一致にて、請願第7号、火災建物の撤去に伴う適切な対応を求める請願書は、町へ新しい条例制定を求める決議案の提出を担保した上での継続審査ということに決しました。

ここで暫時休憩とし、執行側職員入室の後、議事を再開いたしました。

執行側の出席者は、堀江町長、津田副町長以下、総務政策主監、総務課長、税務課長、総務課および税務課の職員で、計10人でございます。

町長挨拶の後、付託案件の審議に入り、まず、議第46号、日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、各委員に質疑を求めました。

委員より、本条例は今年の10月1日から施行予定ということだが周知はできているのかとの質疑があり、総務課長より、書面や庁内LANに掲示を行い、主監課長会で所属長にも周知徹底し、職員への周知を図りたいとの答弁がありました。

ほかに質疑はなく、続いて、議第47号、日野町税条例および日野町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題として、各委員に質疑を求めました。

委員より、第18条の4について、不動産登記簿にDV被害者の方の住所が表示されると加害者に対し身元が判明してしまう可能性があるため、住所を表示しなくてよいように条例を改正するというかと思うが、それは納税証明書や固定資産課税台帳にも関連してくると思うが、DV被害者か否かの判断はどのようにするのか。また、第32条と第33条の7について、課税方法を総合課税または分離課税の選択ができるようになっており、条例改正は令和6年1月1日と聞いているが、これは令和5年度分の所得税の確定申告から変わるということなのか。また、第72条の2と第72条の3について、固定資産課税台帳の閲覧手数料というところで、住所に代わるものと表記するというのは、削除をするということなのかとの質疑がありました。

これについて税務課長より、今回の条例改正は一般の方には理解しづらいのではないかと思うが、できるだけ分かりやすく整理した。第18条の4について、今回の改正は民法等の改正に伴うもので、不動産登記書における土地家屋の所有者欄に所有者の住所氏名が記載されていることに対して、その表示を閲覧されることによって不都合が生じる可能性がある場合は本人が申出をされ、住所に代わるものが記載されることになる。また、DV被害者の判断は本人が申出をされることとなっている。また、第32条と第33条の7については、現在、所得税と住民税は個別に申告書

を提出できる形になっているが、一般的には所得税の確定申告をするとその内容をもって住民税の申告をしたとみなしているが、株式の配当や株式の譲渡所得等の所得がある方については、所得税の申告時に総合課税または分離課税として申告し、住民税の申告はしないという選択ができ、その手法により申告すると税の控除面で有利になる場合がある。総合課税と分離課税と、申告しない源泉分離課税という異なる課税方式の選択が所得税と住民税で可能となっており、そのことが税金の控除の部分から見ると、一部の少数の方に有利になっていた。今回の改正では、一部の配当や株式の譲渡所得等がある限られた方だけが有利になるという仕組みを改め、所得税と住民税で同じ課税方式に統一することを目指したもので、施行日は令和6年1月1日からとなり、令和5年度分の申告からの適用となる。また、第72条の2と第72条の3については、DV被害者等に係る住所に代わるものは具体的にはまだ決まっておらず、削除もしくは町長が認める事項に書き換えるか、適当と認める処置をすることになると思われる。

他に質疑はなく、討論に入りましたが、討論はなく、採決を行った結果、全員賛成により可決すべきものと決しました。

以上で付託された案件の審議は終わりました。

続いて、自治体DXの必要性と、当町の取組、今後の計画についてを議題として調査研究を行い、執行側からは堀江町長、津田副町長、東参与、総務政策主監、教育次長、企画振興課長、生涯学習課長ほかの職員が出席いたしました。

はじめに、執行側に資料に基づき説明を求めました。企画振興課長より、DXの考え方は以前からあったが、自治体のDXという話は昨年度から聞かれ出した。その背景には、デジタル関連6法案が公布され、その中でも特にデジタル社会形成基本法という法律が自治体のDXを進めていくための大本となる法律であり、それに基づき大きくは住基システム等を全国で標準化していこうと国が進める枠組のDXと、もう1つは日野町独自で着手しているDXの取組もある。この後、企画振興課主任より資料を用いた説明があり、その後、自由討議といたしました。

委員より、データの利活用が心配である。データを提供することによって、民間会社が宣伝材料に使うことも考えられるのではないか。また、マイナンバーを使うと当人の思いもよらない形で個人データが使われるのではないかと心配される。日本はセキュリティーが弱いと思う。ヨーロッパ諸国は、データを使ってほしくないという権利が個人にあるし、民間業者がデータを悪用した場合は補償されるようになっている。日本にはそのようなガードがかかっていないと思う。だから日本社会の中でマイナンバーカードが普及していないのではないか。セキュリティーさえ十分であればマイナンバーカードは非常に便利だし、多くの人が申請をするはずだ。多くの人が信頼していないから、わざわざメリットをつけてまで進めようとしてい

るのではないかと私は思っている。また、日野町のDXに対し一番期待していることは、地域住民の暮らしに浸透していってくれることであるが、私たちの今の関係性もそうだが、いまだに紙が多く流通しており、地域生活においてこれから地域運営組織を検討していく場合など、このDXとの親和性は非常に高いと思う。今まではデジタルだのホームページだのは何か営業するためのマーケティングのようなイメージが一般的であったが、マニュアルをホームページに残していくためにウェブを使うようにした自治体も出てきているという話を聞き、そのような使い方を地域の自治会でもできないかと思う。例えば、区長の仕事やそもそも区長とは何かなどを明文化してデータとして残し、整理していくことによって抜けや漏れがなくなり、組織が明瞭化され、共有もできるようになる。健康推進や福祉協力委員等の役員についても同様である。役目や仕事が理解できるとそこに意義も生まれ、地域の暮らし方は大きく変わるのではないか。そういうところまで考えた上で、具体的な取組や地域の巻き込み方まで検討していただけることに期待している。また、町民にとってのDXとして既に取り組んでいる内容の進捗も教えてほしいなどの意見が委員よりあり、企画振興課長より、デジタル技術の活用により個人情報はどう扱われてどう管理されているかは利用者にとって当然気になることだと思うが、現在のマイナンバーの利用にあたっては国内のセキュリティーは一定のレベルに達していると考えている。ただ、技術革新は日進月歩なので、当然それだけでは賄い切れないことも考えられるので、日々セキュリティーをバージョンアップしていくことが必要であるとの説明がありました。

また、東参与より、質問の中にマイナンバーとマイナンバーカードと2つの言葉があったが、明確に違う話をどうしても混同していることが多い。マイナンバーカードの話では、カードに個人データが入っていると思いきや違っている方もまだいらっしゃる。今後も、公的個人認証制度でできる手続は増えていく。ただし、マイナンバーというものを使える部分は法律で制約がかかっている、それをどこまで広げていくかはまだ国でも大きな議論が続いているところなので、そこが懸念であるかどうかは一定留保が必要かと思っている。

日野町のDXへの取組については、あえてスマホ教室なり町民がどう感じているか、あるいはどう行動しているかということ役場としてもきちんと観察して、高齢者はスマホだったらできないとか、若い人はできるとかそのような一般論ではなく、実際に町民がどんなことを考えていらっしゃるかということをつぶさに観察することが大切だと思っている。具体的には、スマホ教室を各公民館で1時間程度開催している。その中で基本的なことをお伝えしているが、それに合わせて役場の職員や連携している滋賀銀行の方々と、どういうふうに使っているか、スマホに対してどんなことを感じていらっしゃるか、具体的にこの操作が難しいとか、こんなこ

とをやりたいけどできないとか、また、こういう場合に情報が取られたらどうするのだ、こういうメールが来たときにはどうしたらいいのかなど、日頃皆さんが感じていることをご相談いただく中で町民がどのようなことに対して不安を持っているかなどに対して我々が答える中で、まずはどういうふうに感じておられるかということを中心にデジタルの取組を進めないと、上滑りしてしまうと思う。その典型が、恐らく先ほど委員が発言されたマイナンバーカードをめぐる不安やあれこれだと思う。

日野町のマイナンバーカード普及率は残念ながら全国平均を下回っているのだから国から指導を受けていると聞くと、取組自体は遅れているのかもしれないが、あくまで町民がどのように感じておられるかということを中心に、手続をどうするかとか、デジタルを先行させるのではなくて、あくまで今の手続の中できっちりお伝えするなど、その方の立場になって丁寧に進めながら両立していくようなやり方だということを、そうした現実のフィールド調査を基に役場では考えている。そういった意味ではマイナンバーカードの交付率がまだ低いというのはある意味いいことかもしれないと思っている。そのような取組を地道にやっけていながら、まだ取組が進んでいないという現実もきちんと見て、その中で職員が気づいたことを皆でメモをして共有して、状況などの振り返りもしながら今後の取組につなげていきたいと思っている。とにかくまず地道にきちんと町民の思いや、そして役場の組織や手続をどう見直していくのかという観点で進めていきたい。

また、総務政策主監より、日野町におけるマイナンバーカードの交付率は8月末現在で38.2パーセントである。全国町村レベルでは43.5パーセント、全国平均では47.4パーセントとなっている。9月16日、17日と、フレンドマートでマイナンバー交付申請の受付をしており、16日午前中は2時間で20人余りの手続がなされた。

また、企画振興課長より、日野町としてもデータの利活用や、オープンデータの整理にも現在取り組んでいる。データの整理形態や、また、それが地元で使っただけのものかということのも研究の課題である。

また、生涯学習課長補佐より、スマホ教室は9月1日から9月16日までの期間、各回7人の定員数で合計40回の講座を実施した。9月15日現在での申込者数は149人で、申込者のほぼ全てが受講された。この事業は、インターネット社会における情報格差の解消とデジタルツールの利用機会の提供、それを活用できる能力を養うということを中心に、全公民館を会場として、スマートフォンの使い方やオンラインによる各種行政手続の実施などのデジタルサービスの利用方法に関する説明会を開催するものである。国の利用者向けデジタル活用支援推進事業の中における、情報通信利用促進支援事業補助金を活用し、株式会社Honkiに事業を実施していただいている。講師はHonkiから各回1人を派遣いただき、大学生アシ

スタント1人を加えた2人体制で講座を進めている。各講座には日野町職員とともに、滋賀銀行とのデジタルを活用した公共サービスの共創に関する包括協定を結んでいる関係で、滋賀銀行の職員も現場に出向き、参加者からお話を伺っている。この講座中に、参加者がどのようにスマートフォンを操作できているのか、また、どのようなアプリを活用されているのか、また実際にどのような点でスマートフォンの使い方が難しいと感じておられるのか、そういった点についてお話を伺う中で実態把握に努めている。調査結果は「M i r o」というアプリを活用して共有している。このような取組を進めることによって、スマホユーザーの潜在ニーズを把握するとともに、デジタルデバイドの現実をリサーチし、行政と住民のタッチポイントについて検討することを目的としているところでもある。電源の入れ方1つからマイナンバーカードの申請に至るまで、幅広い内容で講座を実施している。今後聞き取りした内容をまとめ、行政サービスの多様化、利便性の高いサービス提供のために検討を進めてまいりたいと考えている。

また、ロボットコンテストではこの事業の目的は最新のデジタル技術を活用したロボットプログラミングと近江日野商人の歴史を融合した学習機会を提供することにより、子どもの健全な育成を図ることはもとより、デジタル技術の見える化の体験を通じて保護者と子どもなどとの世代間交流を深め、併せてデジタル技術を活用した地域活動の活性化にもつなげることにある。特定非営利活動法人のC r e a t i v e A d v e n t u r eから講師を迎え、日野町内の小学校4年生から6年生および中学生を対象として事業を実施している。8月27日のプログラミング体験会を皮切りに、事前講習会を全10回開催することにしており、9月10日現在で合計3回の事前講習会を実施した。ロボットコンテストの本番は11月20日となっている。実際の講習会ではI c h i g o J a mという基盤にロボットを動かすプログラミングを行い、M a p l e S u g a rというモーターを動かす基盤に指令を出してロボットを動かす。参加者の操作性や独創性を発揮し、パソコン操作により基盤に命令を覚えさせてロボットを動かし、最終的には点数を競うという内容で、競技性の高いものではないが、それを観覧される保護者や地域の方にも楽しんでいただけたものと考えている。本番まで日があるので、今後ボランティア等も募っていきたいと考えている。なお、日野高等学校の生徒にも当日のスタッフとして参加していただく予定となっている。

そのほか、生涯学習課長より文化財等のデジタルアーカイブの開設、また、企画振興課主任より、マイナンバーカード登録に関連し、保険証登録・公的給付口座登録の支援、総務課長補佐より入札参加資格システムの導入、総務政策主監より保育業務支援のシステムのモデル導入などについて説明がありました。

議長（杉浦和人君） ここで、委員長報告の途中ですけれども、暫時休憩いたします。

－休憩 9時49分－

－再開 9時54分－

議長（杉浦和人君） それでは再開いたします。

確認ができましたので、後藤さん、続けてお願いいたします。

6番（後藤勇樹君） 他に質問、意見等はなく、これで調査研究を終了し、16時30分に総務常任委員会を閉会致しました。

以上で、令和4年第6回定例会における総務常任委員会の委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、厚生常任委員長 13番、池元法子君。

13番（池元法子君） それでは、令和4年第6回9月定例会厚生常任委員会委員長報告を行います。

当常任委員会は9月20日火曜日午前9時より、委員会室において、議会側より委員全員、執行側より堀江町長、津田副町長、澤村総務政策主監、福本産業建設主監をはじめ、住民課、税務課、福祉保健課、長寿福祉課、上下水道課の課長、課長補佐、参事、主任の出席の下、会議を行いました。当委員会に付託された案件は、5案件であります。議案の説明については先の全員協議会において受けておりますので、直ちに質疑に入りました。

まず、議第48号、日野町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、質疑に入りました。委員より、高齢者寡婦の医療費助成の範囲を明確にする内容について、県内の他市町の転入者の助成期間が翌月になった理由は。また、ひとり暮らしの高齢寡婦の対象に対しての通知、案内はどうしているのか。その有効期限はとの質問に、当局より、今回の改正は、ひとり暮らし高齢寡婦に対して助成の要件・水準が変わるものではなく、後期高齢者医療制度で10月から窓口負担が2割に導入されるため、1割を定められた部分を明記したもので、文言修正の趣旨が強いものである。65歳から69歳までは通常窓口負担3割だが、2割にする。70歳から74歳までの方については、窓口負担2割を1割にするもので、差引き窓口負担を1割控除するという表現で助成を示したもの。転入者の運用は従来どおりで、県の制度については、健康保険の資格の異動がない場合、転入された翌月から助成。福祉医療費助成については毎年8月に定期更新であるので、あらかじめ要件の判定をして、該当者に申請をしていただくよう案内をしている。有効期限は8月から翌年の7月の1年サイクルになっている。補足説明になるが、現在のところひとり暮らし高齢寡婦の方については、当町は対象者はゼロであります。

また、別の委員より、改正で漢字の「者」と平仮名の「もの」があるが、どういう意図で変えられているのかという質問に、当局より、この文面でどういう人かということ特定した場合、漢字の「者」を使う。以後、続く平仮名の「もの」につ

いては、前段で特定し、漢字を使った後の「もの」については平仮名を使うというルールに基づいて使用されているとの答弁がされました。

続いて、議第49号、日野町老人福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について審議に入りました。

委員より、この条例の一部改正についても議第48号と同じようなことだが分かりやすく説明をとの質問に、当局より、この条例は、70歳以上の医療費負担が原則2割だが、しばらく1割で経過措置がされていた。それがなくなったとき、70歳から低所得老人の方を福祉医療で1割としたのが始まりと聞いている。議第48号の説明のように、65歳から69歳は現行窓口負担3割を該当者は2割に、70歳から74歳までの方は2割から1割にする対応である。65歳以上で一定の障がいのある方は、申請によって後期高齢者医療制度の被保険者となることができ、有利な制度の被保険者になっている場合、老人には該当しないとの制度上の老人の定義にあたる。転入者のルールについては、現行の運用と変わらないとの答弁がされました。

また、委員より、低所得老人は町民税非課税世帯ということになると思うが、該当者は何人か、また対象者に対して案内や申請状況はとの質問に、当局より、低所得老人の対象者は8月1日現在で合計377名。内訳は65歳から69歳が140人、70歳から74歳が237人となり、近年の傾向として増え続けている。議第48号と同様に、該当者にはこちらから案内し、一定の該当者については申請を受けている。もし申請がない場合は再度案内を送るなど、漏れがないように努力はしているとの答弁がありました。

次に、議第51号、令和4年度日野町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について質疑に入りました。

委員より保険診療の費用の流れの説明を求め、当局より、今回は歳出で1,752万6,000円を計上している。各市町は滋賀県に国保事業納付金を納めることで保険給付費の額の全額を県から普通交付金として受けることになっている。まず1点目の償還金のうち1,403万5,000円は滋賀県国民健康保険団体連合会剰余返還金である。概算請求されるため、保険給付費として不用が生じたので、県に返還をしている。2点目は、前述の普通交付金は、保険給付に対するものである。例えば、交通事故等で第三者求償を行うべき事案、被保険者資格喪失後の使用、受診等、不当利得・不法利得となり、83万8,000円返還が必要であった。3点目は事業費の精算で、特定健診の事業費や国保ヘルスアップ事業の精算で、国県負担金265万2,000円の剰余が出たもので、合わせて1,752万6,000円の返還となるとの説明がされました。

次に、議第52号、令和4年度日野町介護保険特別会計補正予算（第1号）について、審議に入りました。委員より、前年度繰越金が7,731万円という高額だが、その要因を教えてくださいとの質問に、当局より、高齢化率については令和3年

度末で31パーセントという状況になってきており、当初の見込みに近いものであったが、認定率については見込みより低かったこと、あわせて、コロナ状況の中でサービスの利用が控えられたり、サービス提供事業者の方でサービス提供が滞ったことなど、様々な要因が重なったものではないかと考えているとの答弁がされました。

最後に、議第53号、令和4年度日野町水道事業会計補正予算（第1号）について審査に入りました。

委員より、国庫補助金の1割余りが補正され、その中で耐震化分と書いてあるが、具体的に説明をしてほしいとの質問に、当局より、日野町では1つが水道管路緊急改善事業で、設置後40年以上経過した基幹管が対象で、補助金は3分の1である。2つ目は老朽管更新事業で、設置後20年以上経過した導水管、送水管、配水管等で、補助金は3分の1となっている。3つ目は、重要給水施設の配水管事業で、重要給水施設（わたむきホール虹・図書館）につながる配水管を対象とした事業で、その3つの補助金で事業をしている。耐震管全体では250キロメートルあり、老朽化を防ぐとともに、それぞれ補助メニューを使いながら耐震化して、万が一の破断を意識しながら取り組んでいるとの答弁がされました。

また、別の委員より、燃料費や電気代の高騰による影響が支出に表れないかとの質問に、当局より、現在、全体の1割ほど価格高騰が見られる。3割高騰ということになれば、場合によっては12月補正することも考えなければならないが、現時点ではおおむね予算内に収まると考えていると答弁がされました。

また、別の委員より、緊急のときのために交通整理員の資格取得ができるよう研究してほしい。日野町の工事入札参加業者の場合、条例で参加者5者に限定されていたと思うが、水道業者については4者のままである。5者になるよう、地元業者育成の観点からもしっかり取り組んでいただきたいとの意見、提案があり、当局より、交通整理員についても入札参加業者の地元業者育成についても研究・検討していること、建設工業会の協力を求めつつ、進めていく旨の発言がありました。

そのほかに、過日の曙団地の水道ポンプ場での漏水修繕の際の濁水発生の原因、経過について。また、休止された空き家からの宅内漏水がみられた。町のほうでも休止箇所の調査をしてはどうかなどの質問、意見が出されました。

質疑終了後、討論なく一括採決に入り、議第48号、日野町福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定ほか4件については、全員起立により原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、当委員会に付託された案件は全て審査が終了いたしました。

今議会での厚生常任委員会においては調査研究はございませんが、その他として、当委員会に関する問題として、委員より、猫の放し飼いによる糞尿被害等で迷惑を被っている町民がいる中、猫に関しては町に対応する制度がない実態である。飼い

主の責任として、一定のガイドラインのようなものができないものかとの問題提起がされました。

当局より、確かに犬に関しては注意看板等がある一方、猫にはない。ガイドラインについては、滋賀県には「滋賀県猫と共に生きるためのガイドライン」があり、それを参考に啓発できる研究をしたいとの前向きな発言がありました。

町長挨拶を受け、10時35分、厚生常任委員会を閉会いたしました。

これで、厚生常任委員会委員長報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 次に、予算特別委員長 8番、山田人志君。

8番（山田人志君） それでは、令和4年9月度第6回定例会における予算特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

日時は令和4年9月16日。出席者は、議会側は委員全員と、議長にも出席いただきました。執行側は町長、副町長ほか、担当職員の皆さんの出席を頂いています。8時58分に開会し、町長、議長から挨拶を頂いた後、付託のあった議第50号、令和4年度一般会計補正予算（第5号）について、各担当課から内容の説明を受け、質疑に入りました。

まず、委員から、交通安全施設対策事業に関し、カーブミラーの形状や位置について適切な設置なのかという質問に対しては、建設計画課から、現場条件に合わせて設置しているということとともに、再質問に答える形で、運転手のマナーの啓発も必要かという答弁もございました。

別の委員から、人生100年時代づくり・地方創生ソフト事業費交付金の資金使途についての質問があったのですが、長寿福祉課からは、今回はシルバー大学の実施、財源を考える中でこの交付金の申請をし、採択を受けて補正を行ったもので、今後については交付金の中身についてももう少し勉強したいというような話でございました。

また、別の委員から、認定こども園運営事業でこの委員会の前日に工事があったそうで、その予算措置についての質問があったのですが、子ども支援課からは、既設予算で対応したという答弁でした。

また、別の委員から、交通安全施設対策事業で以前の点検分50か所は対応済みなのかという質問に対して、建設計画課からは、点検は5月で、10月は2回目。また、行政要望は169件で、うち41件が交通安全関係。そのうち今回の補正は19件分で対応するという答弁でありましたが、これについて、委員からの再質問で、合同点検は通学路だと思う。やり残しがあったかどうかということに聞いているのだということ、これに対しては、建設計画課から、少し時間を置いて後ほどなんですが、通学路の緊急点検で建設計画課の対応分は完了済みであるという答弁がございました。

そしてまた別の委員から、街灯設置補助事業で一定期間内の申請と聞いているが、年度途中で申請しても認められるのかという質問に対しては、建設計画課から9月補正に間に合う7月末までに要望すれば補正で計上しているということでした。

別の委員から2点の質問がありまして、1点は児童福祉事務事業で、ワークショップ形式で開催されているような取組内容、あるいは事例の紹介というのはふさわしいのか、本来の趣旨とかけ離れているのではないかという質問がありました。また2点目については、オミクロン関連ワクチンが10月7日から開始される予算計上の件でありました。

1点目について、子ども支援課からは、今後は参加者層に合わせてテーマや資料の出し方にも工夫が必要で、配慮しながら進めていきたいとのことでした。

2点目、オミクロン対応ワクチンについては、10月の時点で補正予算の審議をお願いする必要があるというような発言でございました。

また別の委員から、児童福祉事務事業の償還金で、額が大きいのはなぜなのかということに対して、子ども支援課からは、給付対象の住民税非課税世帯の確定が6月で、推計値の児童数で交付決定されたものが実績値との差異があるので、その分を返還する。要は推計値が大きかったということだと思っておりますが、そういう答弁がございました。

ここで説明員交代のために暫時休憩し、再開後、まず委員から2点ありまして、1つはコスモスラーラ西大路のごみ庫はもう1つ作るのか。2点目には小中学校のギガサポーターの体制についての質問です。

1点目については、建設計画課から、コスモスラーラ西大路のごみステーションは、最初のが小さ過ぎたので、同じスペースにもう1基設けるとのことでした。

2点目については、教育次長から、ギガサポーターは小中学校合わせて1名で、各学校につき月3回ずつ回っているということでした。

また、別の委員から2点ありまして、有害鳥獣事業で令和3年度より倍近く増えている、その要因と捕獲の状況を。2点目については社会資本整備総合交付金の内訳が変更されていますので、その説明を願いたいということでした。

1点目については農林課から、ニホンジカは4月から7月で209頭捕獲して、昨年同時期の約1.8倍で、残りの8か月を計算すると必要額と見込んだということでした。また、2点目の社会資本整備総合交付金の内訳変更については、建設計画課から委員全員に資料が配付されまして、それに基づいて説明を頂きました。これについて、1点目は特に有害鳥獣の部分ですが、わな捕獲に関する件、そして民間団体が参加するようになった件について、再質問、再々質問ということでやり取りがございました。それからまた別の委員から豚熱の状況、2点目にはカワウの駆除の最近の状況、3点目には猟銃の事故の状況、4点目には竹木破砕機のレンタルの流

れ、5点目には森林環境譲与税が奥師の林道に活用できないか、6点目にはふるさと納税の返礼品について、そして最後の7点目には大谷公園のプールを補修する見積りはあるのかと、計7点の質問を頂きまして、5点目までは農林課ですが、1点目の豚熱は、県内では野生イノシシの調査で陽性が少し出ていて、今年度から県による野生イノシシの経口ワクチン散布が日野町でも実施されて感染対策が行われている。

2点目カワウについてはここ2、3年は生息数がゼロに近いため対策はしていない。

3点目ですが、令和3年度に特定猟具使用禁止区域を新たに設定して、それ以降銃による事故の報告はない。

4点目、竹木破砕機の件については、補助要綱の策定を考えている。

5点目、森林環境譲与税だが、使い方を今後検討したいということでした。

そして、6点目は商工観光課がご担当ですが、返礼品はあくまでも地場産に限定されているため、その点を確認しながら進めていきたいということでした。

そして最後の7点目ですが、建設計画課から、大谷公園プールはさびの状況からこれ以上は継続できないと判断しているの、修繕改修の見積りも取っていないということでありました。

そしてまた、別の委員から、小中学校のコロナ対策強化はトイレの自動水栓に使うのかという質問に対して、教育次長からは、日野小学校は自動水洗。学校によって優先順位が異なるということでした。

また、別の委員から3点質問がありまして、1点目は広域農道石子山トンネルの照明の状況を把握しているのか。関連して、太陽光発電も確認しているのかという質問。2点目は、グリム冒険の森の指定管理は問題なく運営されているか。3点目は社会資本整備総合交付金の委託料の内容ということです。

1点目の石子山トンネルの件は、農林課から、令和元年度に26本修繕をしている。今後LED化の対策を検討しているということでした。

2点目のグリム冒険の森、同じく農林課ですが、リニューアルして、そのリニューアルの分析は行っていないがリピーターが増えている状況だということでした。

そして3点目の社会資本整備総合交付金ですが、建設計画課から、委託料の補正は町道舗装の長寿命化計画を立てるためのものであるということでした。

1点目の石子山トンネルに関連する太陽光発電について再質問がありまして、それに答える形で、建設計画課から太陽光発電のつるの撤去は早急に対応するというような答弁がございました。

そして、別の委員から、オーガニック農家でオーガニックを続けるポイントは、学校給食や地域の役に立つことだと思うが、関係団体と連携して話し合いをしてもら

えないのかという質問に対しては、農林課からは、オーガニックを令和5年度の学校給食に採用するかは協議が必要で、採用するには安全性や量の確保等、中長期的な検討をしていきたいということ。加えて、教育次長からは、食育にも有効であるため検討していきたいというような補足の答弁がございました。

最後に、別の委員から、外国語指導講師派遣事業委託業務で、講師は外国人なのかという質問に対して、教育次長から、講師は外国の方であるという答弁がございました。

以上で質疑を終了し、討論はなく採決に入ったところ、議第50号、令和4年度日野町一般会計補正予算（第5号）につきましては、全員起立により、町長提案の原案どおり可決すべきということで決定しました。そこで町長から挨拶を頂き、11時57分に委員会を終了いたしました。

以上で予算特別委員会の委員長報告を終わります。

議長（杉浦和人君） 続いて、産業建設常任委員長 10番、中西佳子君。

10番（中西佳子君） それでは、令和4年第6回定例会産業建設常任委員会の報告をさせていただきます。

去る9月20日、午後1時59分から委員会を開催いたしました。委員全員と、執行側より堀江町長をはじめ、関係各課職員の出席の下、町長、議長の挨拶を受けました。本委員会に付託案件はございませんでしたので、2項目についての調査研究と、要望書2件についても調査研究を行いました。

まず、1点目は、国道307号線の交通渋滞の緩和、積雪対策についてを議題といたしました。はじめに、建設計画課より現状と対策の進捗状況等の説明を受け、自由討議に入りました。

委員より、日野町としては、以前から道路整備について要望しているが、平成17、8年頃に整備された松尾北交差点の拡幅工事で降ほとんど変わっていない状況である。なぜ整備が遅れているのか。この渋滞状況がこのまま放置されていていいのか。渋滞を解消するためには、例えば、北脇や中在寺などの地先から第一工業団地を通過して大谷のほうに抜けるバイパスや、そこから石原のほうに向けて新しく整備された山本地先の農道に接続するなども整備計画に含められないのか。また、東り付近のT字路の雪寒対策について、T字路から南北に600メートルほどゼブラゾーンを設置するということですが、積雪時の安全面についてこの計画で十分なのか。

建設計画課より、国道307号線の整備状況ですが、松尾地先で4車線化の整備、曙地先での歩道の整備後、目に見えるような整備は進んでいない状況です。要因は用地の確保や高低差やカーブが多く地形的なものであり、県と協議し、できるところから少しずつ対応してきた。渋滞を緩和するための新しいバイパスの計画ですが、まずは西大路鎌掛線の整備に努め、その中で完成を見越し次の整備する路線の計画

を考えていきたい。東り付近のT字路の雪寒対策ですが、当初600メートルで計画をしていましたが現在は300メートルの計画となっています。県としても設計ができており、できるところから着手していく予定ですが、用地の確保に苦慮しており具体的な提案に至っていない状況です。

委員より、新たなバイパスについて、1つの工事が終わってから次の計画に取り組むのでは整備がいつになるか分からない。計画的に道路整備の計画を進めていただきたい。

建設計画課より、今年はアクションプログラム2023の策定の年ですが、県からはもう1つ先のアクションプログラムの中で、どの路線を計画するのか町の中で検討するように言われており、西大路鎌掛線の終わりを見越して計画段階から路線を検討していくことが必要と考えている。

委員より、積雪対策について、急勾配の道路に散水する設備の設置について町の考えを教えてください。

建設計画課より、雪が降る前に早い段階で融雪剤を散布しており、道路の凍結が減ってきたと思う。施設を整備するには費用もかかり、その分こまめに融雪剤を散布して、凍結防止の対応をしていきたい。

委員より、融雪剤の散布だけでは雪の降り方によっては対応できない場合もある。県に散水による雪寒対策の整備について、町として要望してもらいたい。

建設計画課より、要望を頂きましたので、県に要望していく。

委員より、国道307号線の迫から日田地先までの道路脇の支障木について、道路標識等につるが巻き付きひどい状態だが、支障木の伐採を進められているのか。

建設計画課より、支障木の伐採について、先日南比都佐地区が東近江土木事務所に要望に行かれており、町も内容を伝えている。通常は年1回夏前に伐採されますが、要望を受けて2回目の伐採を対応いただいている。

委員より、北脇地先の路側帯整備について、諸木大橋北詰から第二工業団地口まで全体を整備するのではないのか。

建設計画課より、今回の計画は部分的な改修で、北脇地先から信号までとなっています。県としても、企業協議会からの要望を聞いた中でできるところをスポット的に対応いただいている。町としては早急に全線整備できるよう要望していかなければいけないと考えている。

ほかに質疑なく、2点目の空き家対策の現状と課題についてを議題として自由討議に入りました。

委員より、空き家対策について、空き家への移住に軸足があるのか、空き家を売却してその土地を活用するのに軸を置いているのか分かりにくい。また、特定空家に指定されていない空き家が何年も経つと危険な状態になる可能性があり、何らか

の手だてをするために、町からも積極的に動けるような新しい条例が必要ではないか。

建設計画課より、空き家対策の協議会では、外観は老朽化していても文化財的な価値があるという意見もあり、そのような物件を活用する必要性を感じている。また、人口減少している中で空き家を活用して移住していただくことも重要だと思っている。両方の側面を持っていると考えている。住めなくなる直前では修繕がかなり必要になってくる。固定資産税の納税通知を送る際に空き家バンク案内を同封し、使えなくなる前に登録いただけるよう案内している。条例制定の関係については、他市町では空き家に対する条例制定もされているところがあります。今後研究していきたい。

委員より、空き家対策計画を策定する際に、自治会に声がかからないまま役割が位置づけられている。自治会と役場が情報交換する体制も整えられていない。空き家の調査等を自治会に依頼があったりするので、これはどうかと思う。また、利活用は企画振興課、対策は建設計画課に分かれているが、これを統合されるとも聞かすが、どうか。

建設計画課より、今後、役場と自治会の情報交換できる場を設けていく必要性を考えている。統合については以前から内部でも1か所にする必要があるという話があり、この10月1日から建設計画課に統合する予定である。

委員より、空き家の町営住宅化について、全国では事例などはあるのか。可能なかどうか。

建設計画課より、町営住宅化の事例は存じていませんが、地域活性化等のためリノベーションして若者夫婦用の住宅として整備するなど、町が空き家を利活用している事例もありますので、空き家対策等だけでなく総合的に研究していきたい。

委員より、移住の相談を建設計画課に統合し、移住のマッチングの運用方法などしっかり体制は整っているのか。

建設計画課より、今現在、企画振興課で正規職員1名と短時間勤務の会計年度任用職員で担当しており、その職員が建設計画課に異動し体制を整えるので、一定進められると思っている。

ここで2項目めの調査研究を終了し、町長より挨拶を頂き、説明員交代のため暫時休憩といたしました。

会議を再開し、奥師地先宮川林道橋梁復旧に係る要望書について、自由討議に入りました。

委員より、例えばその周辺の集落で間伐材の利用を促進するなど、ストーリー性を作った上で森林環境譲与税の活用は難しいのか。

農林課より、林道橋の復旧に対して森林環境譲与税を財源充当できるかを県に確

認したところ、林業整備上必要なこととの位置づけがあるということで、財源充当は可能だというお返事を頂いている。

委員より、林道橋の奥にも森林は続いており、有害鳥獣により木の皮を剥がされるところか新芽を摘んでしまう被害が出ており、有害鳥獣を駆除し森林環境を守るという意味では、森林環境譲与税の使途目的に合っていると思うがどうか。

農林課より、全国地域各地での事例があるか調べてみますと、一定程度の活用をされている事例はあったと記憶している。直ちに林道橋に結びつくかどうかというのは研究の余地があると思う。

委員より、議員の中で審議いただいた上で、産業建設常任委員長から意見書という形で決議いただき、議会へ意見書を提出できればどうかと思うが、いかがか。

賛同の意見が多数のため、意見書決議することをお諮りし、全員異議なしにより、決議案を提出することに決しました。

次に、西明寺八丁野地先の西明寺川に架かる仮設橋の撤去を求める内容の要望について、自由討議に入りました。

議長より、写真を見ると頻繁に車両が通っているように見えるが、仮設橋を利用している方の意見も聞いているのか。委員より、北畑の方からは使用しておられ、農業者はため池の管理をするため、必ずこの仮設橋を通って往復しないと管理できないと聞いている。

議長より、地権者さんはこの要望では仮設橋の撤去を求められており、北畑の方はこの仮設橋を利用されているわけなので、調整はできているのか。

委員より、仮設橋を車両が通っても問題がない強度であれば、このまま使用してもいいのではないかと思う。

委員より、今、この仮設橋が違法として認識できるのか。

農林課より、構造計算についてはあくまで仮設橋としての構造計算が残されており、通常の一般的な橋梁の構造計算はされていない状況でした。変状や変位は確認されませんが、20年近く経過しており、H鋼自体にさびが浮いてきている状態なので、あまり健全な状態でないと考えている。県には橋の専門家もおられると思いますので相談し、検討を進めていきたい。

委員より、このまま使用されることは可能なのか。

農林課より、仮設橋の状態で安全性が確保されているかというのは、町の責務として一定解析をしながら判断する必要があると考えている。国土交通省に橋の相談室など専門家の方に聞いて対応を考えるのも1つだと考えている。

委員長より、この要望書については町が管理している仮設橋であり、専門機関と相談され、検討し、方向性を示していただきたい旨の要望をいたしました。

ほかに意見なく、以上で会議を終了し、午後4時52分、委員会を閉会いたしました。

た。

以上、産業建設常任委員会委員長報告といたします。

議長（杉浦和人君） 次に、議会広報常任委員長 3番、高橋源三郎君。

3番（高橋源三郎君） それでは、令和4年日野町議会第6回定例会における議会広報常任委員会について委員長報告をさせていただきます。

去る9月7日、午前9時より第1委員会室におきまして議会広報常任委員会を開催しました。出席委員は7名全員で、オブザーバーとして杉浦議長に出席いただきました。事務局からは、吉澤局長と、奥野広報担当職員に出席いただきました。

委員長、そして議長挨拶の後、議会だより第20号の発行と掲載記事の内容について協議いたしました。なお、議長におかれましては、公務のため、挨拶の後、退席をされました。

今回も全24ページを使って記事を掲載することとなり、まず、表紙の写真について意見を求めたところ、委員より幾つか提案されましたけれども、最終的には9月4日日曜日に西桜谷公民館のグラウンドで行われた日野町総合防災訓練の様子を掲載することとなりました。また、この日野町総合防災訓練については、表紙のほかにももう1ページ設けて記事を掲載することとしました。

次に、常任委員会と特別委員会の6つの委員会について、委員長報告を簡略化して掲載することになりました。

その次には、各委員の一般質問と答弁について、要点を絞って掲載することにしました。

その次に、9月議会に提案をされました議案とその結果について、見開きの2ページにまとめて掲載することといたしました。

次に、裏表紙にあたる24ページ目のカラー印刷ですけれども、今までは春と夏にそれぞれの季節の町内の祭りについて掲載していましたが、実は一般の方より広報委員に対してご指摘がありまして、これは町の広報に載せる記事ではないのかということでアドバイスを頂きましたので、このアドバイスを受けて委員会として協議しまして、議員が参加したイベント等について、写真も含めて掲載することに決めました。

そのほかにも、議員は議会と委員会のほかにも町内外の各種行事や事業に派遣され、あるいはまた参加しているので、こうしたことについても町民に知らせたほうが良いのではないかという委員からの意見がありまして、これについても記事として掲載することにいたしました。

これら各記事について担当委員を決めるとともに、第20号の発行日は11月15日付とすることで確認しました。

最後に、議会広報常任委員会は議会閉会後も継続開催することについて委員全員

の承認を頂き、次回の委員会は9月30日と決定しました。

委員長挨拶の後、午前10時20分をもって委員会を閉会いたしました。

以上、令和4年第6回定例会における議会広報常任委員会についての委員長報告とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 次に、地方創生特別委員長 2番、山本秀喜君。

2番（山本秀喜君） それでは、令和4年度日野町議会第6回定例会、地方創生特別委員会委員長報告をさせていただきます。

日時は、令和4年9月26日午前9時から委員会室で開催いたしました。議会側は委員全員出席し、執行側より町長、副町長をはじめ関係各課の出席の下、会議を始めました。

今回の地方創生特別委員会では、幹線道路の現状と今後の取組について、企業誘致と町内商店業の現状と課題について、そして、今年度に行われている地方創生推進交付金事業、およびデジタル田園都市国家構想交付金事業の施策で進捗状況を確認していきました。その後、協議事項として、提案型地方創生推進事業について政策案の検討協議を行いました。

まず、調査研究事項の1点目、幹線道路の現状と今後の取組について、建設計画課長より、名神名阪連絡道路のほか6つの幹線道路について経過報告の説明を受けました。

名神名阪連絡道路について、進捗を教えてほしいと委員からの質問に対し、県から具体的な報告はないが、重要物流道路に指定されたことから継続して要望活動を進めていくよう、促進期成同盟会と調整しているとの報告を受けました。

この報告に対して、私、委員長より、県からの情報を待っているだけではなく町からも発信していかないといけないと要望し、建設計画課長からは、県から町長へ説明に来られた際には、町の思いをしっかりと伝えている、町の声が届けていきたいと答弁をされました。

国道307号線の改良促進協議会ではどのような要望をしているかとの委員からの問いに対し、建設計画課長補佐より、日野町からの要望としては、北脇から日田までの道路改良工事、別所から水口松尾までの歩道整備、旧の日水バイパス、日田から甲賀市までの歩道整備の3点を挙げていると報告を受けました。

町道西大路鎌掛線の道路改良工事については、ルート変更等議論になっていたが、以後どのようになったのか、また、西大路側の地権者への要望は行っているのかとのそれぞれの委員からの問いに対し、ルート変更についてはもう少し時間をかけ、来年くらいの期間で検討していきたいと述べられ、地権者とは5月、8月と相談の場を持っており、定期的に話し合いが行われるよう取り組んでいると返答されました。

ほかに、主要地方道石原八日市線の完成年度について、主要地方道土山蒲生近江

八幡線の整備について、国道307号の積雪による通行対策、町道奥之池線の2期工事について質問が出され、それぞれについて建設計画課長補佐より回答されました。

続いて、調査研究事項の2点目、企業誘致と町内商店業の現状と課題について商工観光課長補佐より説明を受けました。工場用地開発では、株式会社治武製作所が開発許可を受けられ、工場増設では株式会社ダイフクが工場増築、鳥居平工業団地で試験操業を始められている豊通ペトリサイクルシステムズ株式会社の実施事項と今後の予定についての説明でした。

委員からは、名神名阪連絡道路が計画されている中での企業誘致、工業団地、道路へのアクセスは分けては考えられなく、重要な案件であることを話され、産業建設主監より、名神名阪連絡道路ではインターの問題、利便性、生活道路との分離、国道307号の渋滞緩和が重要だと考えている。ルート等については議論は十分に進んでいないが、課題等を含め検討していかなければならないと話されました。

ほかの委員からは、平和堂跡地の活用策について、豊通ペトリサイクルシステムズ株式会社の騒音、地元雇用の拡大、国道307号との出入口の交通危険性などについて質問が出され、産業建設主監よりそれぞれ返答をされました。

続いて、令和4年度地方創生推進交付金事業およびデジタル田園都市国家構想交付金事業の進捗について、企画振興課より説明を受けました。

委員からは、わたむき自動車プロジェクトの類似事例や黒字路線化について。AIを活用したオンデマンド交通実証実験については、学童の送迎、車の乗車人数など。また、デジタル田園都市国家構想交付金事業のサテライトオフィスを活用した現代の近江商人推進事業については、オフィスそのものの機能性、通信環境、予算は3事業者分であるが、応募者は1件にとどまっている。これらの点についてどうしていくかなどの質問がありました。

企画振興課課長、企画振興課主任、主査よりそれぞれの項目に対して返答され、サテライトオフィス推進事業では、仕事場と交流の場として整備をしていく。通信能力については当該事業の補助金額が限られているため、セキュリティーを確保し、通信速度は一般的なものを確保。応募事業者は1事業者を選定したことの報告がございました。

最後に、わたむき自動車プロジェクトの今回の実証実験の結果については真摯に受け止め、町として今後公共交通の方向性を話し合い、整理していきたいと答弁がございました。

休憩の後、提案型地方創生推進事業について、私、委員長より3つの政策原案を提案させてもらいました。1つ目は、若者、女性の活躍を推進していく。2つ目は持続的な地域活動が鍵となる。3つ目は、地域循環型社会・地域循環型経済を構築する。この3つの説明をさせていただき、各委員から意見、考えを伺いました。

委員からは、政策案は守りなのか攻めなのか決めないといけない。町の将来に関わる根底になる。どのような町にしたいかは、議員だけではなく、町、主監等の管理職が入って一緒に考えなければいけない。政策案を作ってみるといのは、執行側に偏った問題を整理して提案することが大切である。第6次総合計画との整合性が必要。日野の田舎の良さを伸ばすテーマがよい。人材が残る町を考えることが重要。日野独自の課題を取り上げ、町の独自性は何なのか見詰める姿勢が大切。企業誘致と討論も大切など、様々な意見を頂戴いたしました。これらの意見を取り入れながら、12月定例会に再度提案していきたいと委員長からお答えさせていただきました。

以上をもって、12時3分に終了いたしました。

これで地方創生特別委員会の委員長報告を終わりにします。

議長（杉浦和人君） 次に、議会改革特別委員長 1番、野矢貴之君。

1番（野矢貴之君） 私からは、令和4年日野町議会第6回定例会における議会改革特別委員会の委員長報告をさせていただきます。

日時は9月26日午後、委員会室にて行いました。出席者は、委員全員と、議長をオブザーバーとし、執行側からは東政策参与がオンラインでの参加、総務政策主監、総務課長、企画振興課長、企画振興課主任にもご参加いただきました。まず、この議会改革特別委員会は、付託案件がございませんので、議員間討議の上、どのように議会を良くしていくかというようなところで話し合っております。

1つ目としまして、議会のデジタル活用実証実験ということで、行政側と議会側とともに活用し合って話し合っているわけですが、1つ目に、この中でデジタル活用の進捗ということで、議会側の事務局より説明を頂きました。まず、9月議会では、パソコンによって議案書を見れるような状態、議案書などをデータ化して、ドライブに掲載していただきました。また、議案とは関係ないのですが、「陳情・請願の手引き」を作成してドライブにアップしていただきました。今までの議案書というものをデータにしてアップをするということの事務負担についてですが、事務局からは事務負担はそこまで大きくないというような解答を頂いております。次に、執行側からのご説明ですが、総務政策主監よりはいろいろな書類等々は当初予算など大きなものは外部委託しているというような部分もあったり、議案書によってはワード、エクセルなどが組み合わさっているというようなことでデータとして共有するには多少の事務手間はあのではないかというようなご意見を頂きました。そのようなことを踏まえて、また続けてどのような活用をしていくのが良いかというのを話し合っていきたいと思っております。

2つ目に、議会だよりのアンケートフォームを作成して、QRコードで読み込めるといようなことをしました。これは目的としては、議会への意見を届けると、

住民さんが議会への意見を届けるチャンネルというものを増やすというのが目的になっています。現在議会だよりの記載によると、議会への意見は電話かメールで送って下さいというようになっております。ここにQRコードが加わることによって、その場でスマートフォンで気軽に議会だより、また議会への意見を入力できるようになるというようなもので、これは今実証実験を行っているGoogle Workspaceのグーグルフォームというものを活用して議会だよりに掲載するアンケートを作成し、QRコードにしたものです。これを委員全員に説明してデモ回答を実施し、カメラで読み込みして回答できるというようなことを確認していただきました。このようなことから、大きく外注をしたりしなくてもこのような利便性を高めることができるというような実証実験の1つの成果であると思っております。なお、このQRコードは議会広報常任委員会と打合せ済みでして、今号の議会だよりに掲載される予定であります。

また、3つ目に、来年度以降のデジタル活用実証実験の取組についてどのように行っていくかというようなことで話し合いました。企画振興課主任からは、現状はGoogleアカウント、PCなど、今年度分は無料になっていて、パソコンは山形巧哉事務所から無償貸与を継続していると。アカウント料、Wi-Fiの通信費が来年度から必要になるという回答を頂き、総務政策主監からは、行政側、執行側が同じようなパソコンを持つということは、今のところどのようにしていくべきなのかということは議論中であると、また、データを共有するためのドライブ等々の共有については研究していきたいというような意見を頂きました。委員からはこのようなことを受けて、今後どうしていくかということもそうですが、まず議会側としてこの実証実験の評価・検証をしてからスタートするべきではないのかというご意見、また、Googleというサービスを使って今行っていますので、Googleに接続できるパソコンであれば、WindowsでもMacでもどこでも使用ができるので、特に執行側が同じような条件を完全にそろえて進む必要は特にはない。現状でも役場の4階は電波が非常に良くないのですが、そのような状況を光回線、Wi-Fi等で確保すれば、安価な形でポケットWi-Fiも不要になってくるのではないかというご意見を頂きました。また、オブザーバー、議長から執行側に、今デジタル大臣が地方のデジタル化推進というようなことにも発言されていたので、このようなインフラの話やデジタル機器、そういった整備などの助成メニューの再確認をされてはどうかというようなご意見も頂きました。

こういったことを受け、今9月ですが、次回12月の委員会で、来年度どのような形でデジタル活用について取り組むか、また変更するのかというような結論を出したいという話をしました。そのためには、実証実験の総括、また、あるとよいもの、なくてよいもの、またそのような実現手段などについて話し合うために、決算特別

委員会の後の時間を活用するということを全員にお諮りをし、同意を得たものであります。

これで、デジタル活用実証実験の話は終わりました、次に、組織団体との意見交換をするというテーマになっております。ここでは、特定の団体との意見交換をしていきたいと思いますというようなことになっていましたが、このシーズンは11月くらいに農業委員会との懇談会をしていきたいと思いますという話しをすすめております。また、コロナ禍において、特定の団体との意見交換というようなことに絞って議会改革が住民さんとの触れ合いを行ってきたわけでありましたが、今、もっと広く住民さんの声を聞く場をまた改めて持ってもいいのではないかとのご意見を頂きました。コロナ禍以前は、広く住民さんが参加できる意見交換の場を持っていたということ踏まえ、そのような場をもう一度復活してもいいのではないかと。

ここで、皆さんにお諮りし、年内に議会と住民との意見交換会を実施するということが全員異議なしで実施することを決定しました。こちらのほうも、決算特別委員会終了後などにお時間を頂戴しながら決めていきたいと思っております。

そして、9月議会を振り返ってということで、意見交換を行いました。

1つは、議場の温度管理についてという話題が上がり、場所によって温度差があるから何とか空調が調整できないかというようなことに、対応を確認しておきますというような回答を頂いております。

続きまして、議会での発言された言葉についての問題提起が行われました。今定例会では一般質問で議員から虚偽答弁という言葉が断定的に使われる場面がありました。このような言葉はとても強い言葉であることから、別の表現ができるのではないかと、使うからには相当な根拠を示さなければいけないのではないかと、また、使われた執行側も断定されたままでは看過できない言葉ではないのかというような論点で意見交換を行いました。このような話し合いは、議員の言動を強制するようなものではないんですが、議員という立場、また議会という場においては言葉を選ぶということは大変重要であると考えていることから、今後も適切な言葉選びについては議員間で意見交換をしていければよいと考えています。

その他というところで、私のほうから1つ問題提起をさせていただいたことがあります。それは、監査委員についてというテーマで話題を出したのですが、現在決算の審査をしていくところなんですけれども、そういった際に、現在2人いる監査委員のうち、今1人は議会からの選出というような仕組みになっています。この議会からの選出というのが、議会事務局も監査する側が監査委員というような性質もあって、議員ではなくて第三者にできないのかというような提案をさせていただいたものです。実際議員が監査委員を兼ねていると、この後10月に行われる決算特別委員会等では発言がしにくいと、自分が監査した立場であるというようなことが発生

したり、またそういった意味では住民の代表である限られた人数の議員というものが少し戦力ダウンするようなことにつながっているのではないかと、これから議会力を高めていくというテーマにおいては、このようなことを少し違う形に変更できないのかというような趣旨であります。

これについては、なぜこのような形になっているかということを経理局長より説明を受け、その理由は、地方自治法第196条によって議員から選出されるということが書かれている。ただし、ただし書で条例で議員から監査委員を選任しないということができるといことも書かれているということでもあります。なので、次回委員会までに、近隣の市町やよその県などで、議会選出の監査委員が実は少しずつ減っているんじゃないのかというようなことも踏まえて、少し調査を事務局に依頼しているものです。このような形で、12月もより良い議会に向けて話し合っていきます。

以上、議会改革特別委員会の委員長報告を終わりにします。

議長（杉浦和人君） 以上をもって各委員長の報告を終わります。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決をいたします。

お諮りいたします。議第46号から議第53号まで（日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか7件）については、別に反対討論がありませんので一括採決いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、一括採決をいたします。

各案に対する委員長報告は、議第46号から議第53号まで（日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか7件）については、原案可決であります。各案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、議第46号から議第53号まで（日野町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか7件）については、委員長報告のとおり原案可決と決しました。

次に、請願第7号、火災建物の撤去に伴う適切な対応を求める請願書についてを採決いたします。

本請願に対する委員長報告は継続審査であります。本請願は委員長報告のとおり継続審査にすることに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、請願第7号、火災建物の撤去に伴う適切な対応を求める請願書については、委員長報告のとおり継続審査と決しました。

日程第3 決議案第4号、火災、急傾斜地土砂崩れ、森林の倒木等、あらゆる災害による家屋の倒壊に対し完全復旧に関する条例制定を求める決議についてを議題といたします。

決議案の内容はお手元に印刷配付のとおりであります。

提出者より提案理由の説明を求めます。

総務常任委員長 6番、後藤勇樹君。

6番（後藤勇樹君） それでは、提案理由の説明をさせていただきたいと思っております。

まず、先ほどは、総務常任委員会のほうに石原区長より提出を受けておりました請願第7号につきまして、継続審査ということで全員の皆さんのご同意を頂き、ありがとうございます。この請願を継続審査ということにさせていただく上におきまして、まず、このような事案に対する町の対応を求める条例などの制度整備、こういったものを決議するという担保をさせていただいた上で継続審査ということにさせていただきましたので、これに基づいて決議案のほうをご紹介させていただきたいと思っております。

火災、急傾斜地土砂崩れ、森林の倒木等、あらゆる災害による家屋の倒壊に対し完全復旧に関する条例制定を求める決議案。

日野町においては、所有者及び管理者により適切な管理が行われておらず、結果として地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼす空家に対して、町民の生命、身体または財産を保護するとともに、その生活環境の保全を図るために、空家等対策特別措置法に基づく特定空家に指定して、代執行等の必要な処置を執行するための条例が既に制定されております。しかるに、火災や急傾斜地、森林倒木等の災害により被災した家屋が周辺住民の生命、身体または財産に危険を及ぼす可能性がある場

合や、そのような事象が発生してしまった場合の建築物の解体、撤去、処理に対し、所有者や管理者での対処が困難な場合、行政においてその対処にあたる、または、同対処にあたらうとする地域住民や団体への助成を行うための制度及び条例が制定されていないことから、このような事象に対応する制度及び条例の早急なる制定を強く求めます。近年の気候変動により、風水害等の災害が多発している現状からも、当町議会として、これらの制度整備を行う必要性が喫緊の課題であると認識しており、また同様の住民要望も町及び町議会に届いていることから、制度整備に対し、直ちに検討に入っていただくよう、重ねて要望するものでございます。

以上、決議します。令和4年9月29日滋賀県蒲生郡日野町議会。

これはお手元に配付しております文書のとおりでございますけれども、請願で出ておりましたのは、石原で先頃起こりました火災によって、今、日八線に向かって倒壊しそうな非常に危険な家屋がある。これを地域住民で何とかしたいけれども非常にお金がかかる。そして地権者の方々も財産の放棄を考えていらっしゃるということで、何とかしてほしいということでございましたが、このようなことに限らず、今台風のシーズンでもございますし、台風や倒木などによって倒壊しそうな家屋が出てこないとも限りませんので、そういう意味でも非常に喫緊な課題となっていることをご理解いただいた上で、皆様のご賛同をお願いしたいと思います。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決をいたします。

決議案第4号、火災、急傾斜地土砂崩れ、森林の倒木等、あらゆる災害による家屋の倒壊に対し完全復旧に関する条例制定を求める決議について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

— 起 立 全 員 —

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、決議案第4号、火災、急傾斜地土砂崩れ、森林の倒木等、あらゆる災害による家屋の倒壊に対し完全復旧に関する条例制定を求める決議については、原案のとおり可決することに決しました。

本決議は日野町議会議長名において日野町長に提出いたします。

日程第4 決議案第5号、奥師地先宮川林道橋梁復旧を求める決議についてを議題といたします。

決議案の内容はお手元へ印刷配付のとおりであります。

提出者より提案理由の説明を求めます。

産業建設常任委員長 10番、中西佳子君。

10番（中西佳子君） それでは、日程第4 決議案第5号、奥師地先宮川林道橋梁復旧を求める決議について、提案理由の説明を行います。

奥師区内を流れる宮川に設置されていた林道橋梁が令和2年3月に崩落してから2年半になります。この間、河川の護岸工事については早急な復旧および改良整備に着手していただき、その工事が完了されたところです。しかしながら、林道橋梁架設の目処は未だ立っておらず、地元区民からは早急な今後の復旧を要望されています。当該林道は、農作業、里山整備、獣害対策、森林保全等をはじめ、日野町内への通勤、通院、買い物などにも利用されており、無くてはならない道路となっています。しかし、橋梁崩落以後は林道そのものの利用が叶わず、遠回りを余儀なくされている現状です。この2年半の間に、橋梁復旧工事について、県、町行政と幾度か話し合いを持たれたものの、現在は復旧計画自体が頓挫している状態です。国では、森林環境問題について、森林環境税が創設され、適切な森林の整備等を進めていくとされています。森林保全活動の観点からも奥師地先宮川林道橋梁復旧工事について、町が責任を持って取り組んでいただくよう求めるものでございます。皆さんのご賛同を頂きますよう、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（杉浦和人君） 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

— な し —

議長（杉浦和人君） ないようでありますので質疑を打ち切りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

— 異 議 な し —

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、質疑を終わります。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

－な し－

議長（杉浦和人君） ないようでありますので、討論を終わります。

これより採決いたします。

決議案第5号、奥師地先宮川林道橋梁復旧を求める決議について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

－起立全員－

議長（杉浦和人君） ご着席下さい。

起立全員であります。よって、決議案第5号、奥師地先宮川林道橋梁復旧を求める決議については、原案のとおり可決することに決しました。

本決議は、日野町議会議長名において日野町長に提出いたします。

日程第5 議員派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第119条の規定により、お手元へ印刷配付の議員派遣一覧表のとおり議員派遣をすることといたしたいと思っております。

なお、派遣の変更および緊急を要する場合は、議長において決定いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、派遣についてはそのように決定いたしました。

なお、派遣されました議員は、派遣結果の報告を議長までお願いいたします。

日程第6 委員会の閉会中の継続審査および調査についてを議題といたします。

各委員長からお手元へ印刷配付いたしました文書表のとおり、会議規則第71条の規定に基づき、閉会中の所管事務の継続審査ならびに継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査ならびに継続調査をすることにご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査ならびに継続調査とすることに決しました。

お諮りいたします。予算特別委員会、地方創生特別委員会および議会改革特別委員会は、問題調査のため引き続き設置いたしたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

－異議なし－

議長（杉浦和人君） ご異議なしと認め、引き続き設置することとし、閉会中の調査をお願いいたします。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

ここで町長より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

町長（堀江和博君） 閉会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

9月も残すところあとわずかとなり、吹く風も涼しく感じられる季節となってまいりました。議員の皆様方には、提案いたしました案件につきまして慎重なるご審議を賜り、決算を除く全議案、可決承認いただき、厚く御礼を申し上げます。

令和3年度の各会計決算につきましては、決算特別委員会で継続審査を頂くこととなっております。引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

さて、過去最大級の台風と恐れられた台風14号は9月19日に滋賀県に最も接近をいたしました。幸いにも当町におきましては大きな被害はございませんでした。しかし、各地で想像を超える被害が発生しており、今後も台風シーズンが続くことから、町といたしましても気を引き締め、日頃の備えはもとより早めの対応を心がけてまいりたいと思います。

9月21日には、秋の全国交通安全運動に向けた東近江地区交通安全出動式に出席をいたしました。9月以降は夕暮れどきと夜間の交通事故が増えますので、安全運転とともに思いやり、譲り合いの気持ちを持って運転いただきますよう啓発に努めてまいりたいと思います。

また、新型コロナウイルスの感染状況等についてでございますが、9月26日から県全体の感染者数のみの把握となったところでございます。そうした状況の中、感染症対策として、10月7日からオミクロン株対応2価ワクチンの集団接種を開始いたします。町として、引き続き町民の皆様のご健康と生活を守るため、感染症対策および経済支援に取り組んでまいります。

さて、9月は敬老月間でございます。日野町におきましては100歳以上の方は20名おられます。ご長寿をお祝い申し上げますとともに、お元気で過ごしていただきたいと思っております。

9月22日には、わたむき自動車プロジェクトに関連して、町内事業所や関係機関などのご協力を得て、県下で初のカーフリーデーを実施いたしました。多くの方にバス等の公共交通機関をご利用いただくとともに、松尾公園や日野駅でのイベントにご参加いただいたところです。

9月23日には、蒲生氏郷公ゆかりネットワーク宣言を締結しております会津若松市にて、縮小した形ではありますが、3年ぶりに「会津まつり」会津藩公行列が行われ、私は氏郷公に扮し行列に参加させていただきました。

そのほか当町からは、日野祭曳山囃子方交流会、日野観光協会による公募の皆様など28名様、日野祭のお囃子が流れる中、武士等に扮して行列にご参加をされました。

さて、10月から11月にかけては、町内各地域におきまして、以前より縮小される

ものの、多くの行事が感染症対策を施した上で開催が予定されています。

10月2日には各地区での町民運動会、9日にはスポーツ天国の日、15日、16日には栈敷窓アートが、16日には駅舎「なないろ」5周年祭や蒲生氏郷公シンポジウムなど町内全域でたくさんのイベントが予定され、22日、23日には3年ぶりに氏郷まつり“楽市楽座”が、29日、30日にはHINO BIG TIME GROOVEが開催される予定です。

また、11月5日、6日には各地区での文化祭が、12日から20日までは日野町文化祭の開催が予定をされております。それぞれの事業について、町民の皆様をはじめ議員各位のご支援とご協力を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、議員各位におかれましては、公私ともご多用のことと存じますが、健康には十分ご留意を頂きまして、議員活動は勿論のこと、各方面での活躍を心からご期待申し上げ、閉会のご挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

議長（杉浦和人君） 去る9月1日から本日まで提出案件の審議に当たられました議員各位のご苦勞に深く感謝を申し上げます。

朝晩におきましては秋の気配を感じることになりました。一昨年、昨年は、新型コロナウイルス感染症感染拡大によって、2年連続、スポーツ、文化、産業など、これまで町内各地区で開催されてきました数多くの秋のイベントが中止され、または縮小されておりましたが、コロナ禍の中、3回目の秋を迎える本年におきましては、感染対策に創意工夫をされながら、秋のイベントが徐々に再開されつつあります。主催していただく皆様には、開催方法などのご苦勞も多いことと存じますが、町のにぎわい創出にお力添えを頂きますとともに、これに対しましても改めて敬意を表し、感謝を申し上げるところでございます。

議員各位におかれましては、ますます自己研鑽に努められ、町政発展のためにご奮闘されますことをお願い申し上げますとともに、感染対策には十分ご注意を頂き、町内各地で行われる秋のイベントにもご参加を頂き、住民の皆さんとの対話の機会を持たれることを心から望むところでございます。あわせまして、くれぐれもご自愛をされ、住民福祉の向上のために議員活動にご精励されますことを心からお願い申し上げます。

以上をもちまして本日の会議を閉じ、令和4年日野町議会第6回定例会を閉会いたします。

一同起立、礼。

一 起 立 ・ 礼 一

議長（杉浦和人君） お疲れさまでした。

－閉会 11時19分－

地方自治法第123条の規定により署名する。

日野町議会議長 杉浦 和人

署名議員 野矢 貴之

署名議員 池元 法子